

# デジタルガバメントWGの 今後の取組について

令和 2 年 3 月 1 7 日

内閣府 規制改革推進室

# 1. デジタルガバメントの現状

## (1) IT戦略会議（議長：出井伸之の構想）

### ○IT基本戦略（平成12年12月27日）

5年以内に世界最先端のIT国家となることを目指す

そのため、①超高速ネットワークインフラ整備・略・③電子政府の実現・・・の  
四つの重点政策分野に集中的に取り組む

（電子政府の実現）により誰もが、国、地方公共団体が提供するすべてのサービスを  
時間的・地理的な制約なく活用することを可能とし、快適・便利な国民生活や産業  
活動の活性化を実現することになる。即ち、自宅や職場からインターネットを經由  
し、実質的にすべての行政手続の受付が24時間可能となり、国民や企業の利便性が  
飛躍的に向上する

# 1. デジタルガバメントの現状

## (2) デジタル化の現状

- 「行政手続コスト20%削減」の取組等もありデジタル化は進んでいるが・・・
  - 年間件数の多い手続でも、オンライン利用率が高い手続は、少なく、分野限定的、
  - 地方自治体の手続のオンライン化等は進んでいない
  - デジタル化を進める環境整備も不十分（署名・押印、バラバラのインターフェイス）

(注) 平成23年には、十分な成果が得られたとは言い難い要因として、①電子行政の推進は手段であり目的ではないが、電子行政推進の本来の目的が十分に自覚されず、例えば、利用者の視点に立った取組、費用対効果の観点からの取組が不十分、②電子行政に関する戦略については、目指すべき全体像が不明確、体系的かつ検証可能な目標設定が不十分、具体的な施策が総花的など8つの要因を列挙されている。電子行政推進に関する基本方針（平成23年11月IT戦略本部決定）

## 2. デジタル化でどのような便益が実現するのか

### (1) 申請者側の便益

#### ○行政手続コストの削減

- ・オンライン申請やワンスオンリーの徹底などにより、窓口に行くことなく、自分の都合の良い時に、最小限の入力で申請等が可能
- ・手続の前後（手続情報の入手～結果の受領・文書等の保存）を通じて利用者目線のデジタル化が完結（紙は使わない）することで、一層の行政手続コストが削減

※ 「行政手続コスト20%削減」の取組は申請等中心

#### ○削減された時間の活用

- ・生産性の向上（他の課題への対応）／生活の質の向上

#### ○行政サービスの向上等

災害等の有事における事業継続の容易化、最新技術を活用した障がい者支援 など

### (2) 行政側の便益

- データ入力等の業務が減るほか、IT技術の支援を受けて業務の効率化。
- 合理化された人員（時間）を本来業務や他の課題への対応に充てることが可能に。
- 災害時等における事業継続や、デジタル行政を活用したプッシュ型の行政など行政の質の向上。
- 蓄積された行政データを政策の企画立案に活用（EBPM）

### (3) 社会全体の便益

申請者等及び行政の効率化を通じた社会的課題への対応

申請者等のデジタル化を促し、社会全体のデジタル化を促進

#### (備考) 留意すべき点

- ・ 行政手続のデジタル化の便益は、手続をデジタル化すれば自動的に実現するものではなく（デジタル化は手段）、デジタル化及びそれ以外の施策を総合的に推進することが必要。

### 3. デジタル化を阻んできたもの

「行政手続コスト20%削減」の取組から想起される阻害要因

○ 紙や窓口来訪を前提とする各種規制

← 【20%削減】署名・押印の見直しや、紙の添付書類の省略などの取組（ほかに郵送提出などの取組）。

○ 使い勝手の悪いシステム

← 【20%削減】法人共通認証基盤のID・パスワード方式の導入、API連携、処理期間の短縮、申請結果の早期通知 など

○ バラバラのインターフェイス

← 【20%削減】出先機関毎に異なる取扱いの統一 など

地方自治体のデジタル化を進める上で、申請項目が含むインターフェイスがバラバラであることがボトルネックとなっていると考えられる。また、バラバラの書式・様式は、それ自体、事業者の大きな負担となっている。

○ 組織の壁

国税-地方税の連携など先進的取組も一部あるが、多くは同一組織内のワンスオンリー。

○ 民間の意識や体制など

← 【20%削減】電子申請アドバイザーの訪問・初期設定や、大法人の電子申請義務化などの取組。また、中小企業のパソコン利用率等に鑑み、オンライン利用率の引上げには限界があるとの意見。

## ○ 意識の壁

従来通りの行政を前提とする「意識の壁」及び当該意識の壁に守られた規制・制度や運用が、デジタル化を阻んできた面も大きいのではないか。こうした観点から、単なる行政手続の見直しではなく、規制の運用の在り方\*、更には、社会経済の変化やデジタル技術の進展を踏まえ、規制の在り方そのもの\*\*の見直しに踏み込んだ改革が必要ではないか。

\* 例えば、従来通りの行政運営を前提とするために、システムに細かなカスタマイズが必要となり、システムの使い勝手の悪化、高コスト化などが生じているのではないか。

\*\* 例えば、法令により紙の文書等の作成、保存、掲示等が義務づけられている規制について、先進技術の活用等により、規制の合理化を検討することができるのではないか。

## 4. デジタル・ガバメントWGの目指す社会と取組

○目指すべき社会を意識／明らかにして、当該社会を実現するために、戦略的・体系的に、取組みを行っていくべきではないか。

- ・ 行政手続コスト削減、行政効率化、行政の質等に加え、様々な社会的課題を解決する重要な手段がデジタル化。日本社会全体のデジタル化を推進するためにも、政府自らのデジタル化は国・地方を通じた責務

○目指すべき社会は、

- ・ 対面主義・書面主義との決別。
- ・ 手続利用者の視点から手続全体のデジタル化（エンドツーエンドでデジタル完結）。行政-申請者の間だけでなく、法令に基づく申請者内部の手続も視野。
- ・ その際、行政や申請者の効率化に留まらないメリットを意識すべき  
デジタル化は、必要に応じた情報提供や入力支援により、「弱者」支援の手段としても有効。  
（最新技術の活用で障がい者等のサポートも可能に）  
災害時などにも適切な行政サービス。  
データの活用等による政策及び行政サービスの質の向上、



## 4. デジタル・ガバメントWGの目指す社会と取組

- 規制改革推進会議として、
  - ・ デジタル化のボトルネックとなる規制や仕組みの解消に尽力すべきではないか。
    - デジタル化を可能にする前提事項（Enabler）にも注力すべきではないか。  
（書式様式共通化等の環境整備）
    - 事業者の一連の活動に着目した利用者目線の改革が利便性享受を実感しやすい  
（ライフタイムイベント）
  - ・ 事後的に検証可能なKPIを設定して、取組を進めるべきではないか。
  - ・ 関係機関と、連携・役割分担をしつつ、取組をすすめるべきではないか。